

政策研究

POLICY RESEARCH

2010 No.10 (2011年1月号)

- 羅針盤 生物多様性と地方自治 ～地方自治の深化への期待～
蛸子 准吏 (株式会社富士通総研 公共コンサルティング事業部)
 - レポート:政策論説 グローバル化と大都市制度改革
宮脇 淳 (北海道大学公共政策大学院教授)
 - レポート:政策シグナル 法人税減税と地域政策
宮脇 淳 (北海道大学公共政策大学院教授)
 - レポート:アジアリンク 中国の海洋戦略
宮脇 淳 (北海道大学公共政策大学院教授)
 - 事例研究 自治体主導による太陽エネルギーの普及促進に向けた事業体の設立
坂野 成俊 (株式会社富士通総研 公共コンサルティング事業部)
-

生物多様性と地方自治

～地方自治の深化への期待～

株式会社富士通総研 公共コンサルティング事業部 蛸子 准吏

生物多様性に係る地方自治体の取組みが、静かに始動した。平成 22 年に生物多様性条約約定第 10 回締結国会議（COP10）が名古屋で開催されたこと、生物の多様性の保存及び持続可能な利用に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性基本法が平成 20 年 6 月に施行され、地方自治体に地方版の生物多様性戦略を単独又は共同で策定することを努力義務としたことなどが影響している。地域の経済活動と環境保全を二者択一ではなく一体と捉え、双方の持続可能性を担保する動きが見られることを歓迎したい。

生物多様性とは、「あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念」であり、人を含めた全ての生物が生態系という複雑系の中でしか持続可能性を担保できないことを再確認したものである。この再確認内容は至極当たり前の話ではあるが、生物多様性という言葉が持続可能性という観点から広く一般に使われるようになったのは、ここ 10 年のことにすぎない。

従来は、開発をはじめとした経済活動と自然環境保全の議論が、対立構造の中で進められてきた。自然環境保全を推進する論者は、保護地域における開発等は認められないと主張し、開発の推進者は自由な経済活動を阻害していると主張する。互いに自然環境の公共財としての性格を認めつつも、異なる観点または価値観の相互主張に終始し対立構造が解消されず、開発を認める地域や活動期間といった分配による調整論に終始する状況が主流を占めてきた。このため、双方の視点をより進化させ公共財の価値を将来も含め最大化する議論を見出すことが困難となり、その結果、地域縦割りの虫食い型の保全と開発が進められ、総体としての持続可能性を強く制約する要因を生みだしてきた。

生物多様性の概念は、「持続可能性の担保」という共通の評価軸を形成し、経済活動と自然環境の保全の議論を深化させることが期待できる。両者を対立関係に位置づけるのではなく、経済活動を生態系維持の一要素として捉えることで、勝ち負けを重視する分配型交渉から全てのステークホルダーの利益の最大化をはかる統合型交渉へと転換することへの挑戦である。事象を点で捉えるのではなく、生態系という「系（システム）」を形成する要素として捉え、予想される経済活動の影響の議論と生態系を維持するための方策の議論を同じ視座で行うことが重要である。

生物多様性の視点は、公共空間の形成と維持に不可欠なものであり、本来、地方自治と密接な関係を持つ。地域社会では、環境問題以外についても従前より分配型交渉が繰り返され、パッチワーク型の政策・施策の積み上げと増分主義による財政の悪化を招いてきた。その結果、本来は現役世代が解決すべき多くの課題を将来世代に先送りするとともに、将来世代の選択肢を奪ってきた。生物多様性に係る地方自治体の取組みが進み、政策議論に生物多様性の概念が広く定着し、従来の議論に不足していた持続可能性の観点が、全ての政策の根底の価値として認識され議論が深化することを期待する。

1. はじめに

2009年の政権交代以降、民主党政権下で地域主権政策への取り組みが進められているものの、依然として国と地方自治体間の役割や権限、そして税財政配分の見直しは進んでいない。消費税増税議論が政治の具体的な課題となり始める中で、税率の引上げ幅や課税対象の見直しに加え、国と地方自治体間の税財政配分の議論がどこまで深掘りできるかが地域主権、地方分権の進展に向けて大きな鍵を握ることになる。税財政議論では、国家行政組織である財務省と総務省間の政策議論に加え、都道府県と市町村、そして都市部と非都市部間など多くの利害対立を抱える。そうした中、これまで重要でありながら常に議論が回避されてきた点として、大都市制度問題がある。2010年3月に終了した地方分権改革推進委員会の議論において、問題の重要性は指摘されながらも、具体的な議論のテーブルに乗ることがなかったテーマである。少子高齢化やグローバル化が進む中で、これまでの画一的な市町村の枠組みにおける大都市制度は限界に達しており、21世紀の日本経済社会の持続的発展のために大都市に求められる機能も大きく変化している。以下では、日本の都市制度の流れを概観した上で21世紀に求められる大都市の枠組みについて検証することにした。

2. 日本の都市制度

2-1. 都市型基礎自治体の創設 ～市制度から東京都制創設～

近代日本の都市制度は、1889年に施行された市制度創設に遡ることができる。明治政府の町村制見直しと同時に、人口2万5,000人以上の市街地を持ち、商工業が一定程度発達するなど財政基盤のある地域を対象とする行政体制の枠組みとして発足したのが市制度である。それまでの自然集落を基盤とした町村型基礎自治体から新たな都市型基礎自治体の誕生である。但し、自治としての側面は弱く、市長の選任は公選制ではなく議会たる市会の推薦する三人の候補から内務大臣が決定する仕組みであり、自治の対語であるいわゆる「官治」たる官僚制の下に置かれた。町村と同様に議会設置は認められものの、納税額に応じて選挙権者を三等級に分け、納税額が多い者がより有利に投票できる三階級選挙制をとる等、市の自治権、ガバナンス機能は町村に比べ限定的であった。特に、東京、京都、大阪の三大都市には特例的に市制を適用せず、市長は国が任命した府知事が兼任するなど、大都市の自治は他の市町村に比べても劣位となっている。こうした劣位措置は、二重行政の無駄を発生させ、行政を混乱させることへの憂慮に加え、より本質的には府県の支配力の減退、国の地方への浸透力の阻害等の発生が懸念されていたことによる¹。

劣位措置による国・府県と大都市間の対立は、東京市の「市制特例撤廃運動」に発展し、自由民権運動の高まりと共に六大都市（三大都市+横浜・名古屋・神戸）等を巻き込む運動となった。この運動の結果、三大都市に対する特例措置は1998年に廃止され、他の市と同様に市長の選任は市会推薦三人の候補者から内務大臣が決定する仕組みに改正されている。さらに1921年には

¹ 高寄昇三『地方分権と大都市制度』（1995）勁草書房、pp9—12。

市制、町村制が改正され、市は三階級から町村と同様に二階級選挙制度に移行、町村は二階級選挙制度が廃止され納税額の多少に関わらず投票できる制度となった。

戦前の都市制度で市制度と並んで大きな点となるのは、1943年の東京都制創設である。東京都制は、東京府と東京市を廃止し新たに基礎自治体たる広域行政機関を設置する形態で行われている。この東京都制は戦時法制の中で実施され、その目的も東京に国家的統治に適応する体制を整備すること、行政の根本的刷新と高度の効率化を実現すること等とされた。同時に、区域からの東京市の消滅を意味し、今日の23区を東京都が分割統治する形態を生みだしている。この過程で旧東京市地域の地方自治は弱体化し、中央集権型支配をより強める結果となっている²。戦前の都市制度は、国から地方への統治機能の効率的実現と地域ごとの個別事情がぶつかり合う中で揺れ続けることになった。

2-2. 戦後の大都市制度 ～特別市と政令指定都市制度～

戦後の大都市制度議論は、内務省解体と同じ1947年に設けられた「特別市制度」に始まる。「特別市」とは、都道府県区域外で都道府県と市に属する事務を処理する地方自治体であり、大正時代以降存在した六大都市から東京都制に移行した旧東京市を除く、横浜、大阪、名古屋、京都、神戸の五大市が指定されている。しかし、この特別市制度も五府県の強い反対から1956年に根拠法である地方自治法の改正が実施され、現行の「政令指定都市制度」が創設されている。府県側の反対運動は、GHQや政府を巻き込み憲法第九十五条「特別法の住民投票」に関する範囲を軸に展開された。五大市側は、都制同様に地方自治法に基づく新しい制度であり住民投票は必要ないとしたのに対して、五府県側は1952年の「特別市制反対理由書」で府県の境界線の変更も含むことから府県単位の住民投票を要求している。この論争では、府県側の要求が受け入れられ、憲法第九十五条の関係地方公共団体の解釈は広義とされ、特別市を指定する住民投票は関係府県の住民投票によることになった。この府県側の主張が優位に動いた背後には、「都市の強化・改善が必要としても、それより遥かに劣位な農村・郡落の底上げを優先すべきだとする感情が直接関係する府県民のみならず広く一般国民に共有されていた」こと³、そして、農村勢力を背景とした府県側のしたたかさにあったことが指摘されている⁴。

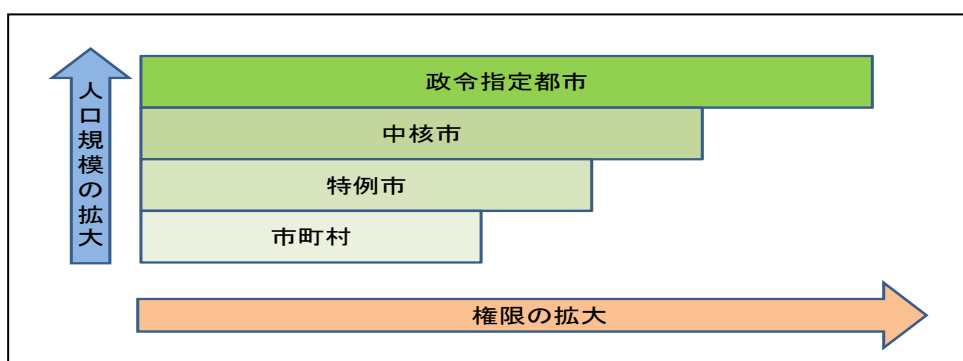


図 市町村制度の基本

² 高寄昇三『地方分権と大都市制度』（1995）勁草書房、pp14-16。

³ 持田信樹『都市財政の研究』（1993）東京大学出版会、p 251。

⁴ 高寄昇三『地方分権と大都市制度』（1995）勁草書房、pp16-24。

1956年に制定され今日に至っている政令指定都市制度は、あくまでも都道府県・市町村の二層制、そして市町村の枠組みを前提とした暫定制度である。権限において都道府県に準ずる扱い等は一部あるものの、他の市町村と同様の国による標準化、階層化の枠組みの中に位置している。その結果、二重行政や二重監督等の弊害を克服できていないだけでなく、経済社会の多様化にも十分に対応しきれない状況で21世紀の今日に至っている。この間、右肩上がり成長の中で都市部へ人口が集中するとともに、周辺市町村との合併等により政令指定都市の数も2010年段階で19に達している。

しかし、少子高齢化やグローバル化の進展に伴い政令指定都市も高齢者の集中、限界集落の散在、税収構造の急激な変化、財政全体の脆弱化等の課題が急速に顕在化し始めている。顕在化する課題を大都市が自立的に解決するためには、特例市や中核市等現行の画一的な市町村とは別の体系で、より大きく総合的な権能を有する大都市制度を検討すべき時期となっている。このことは、単に大都市の抱える課題への対処だけでなく、新興国の台頭等グローバル経済社会における成長の核が変化する中で、日本の経済社会をリスク対応も含めて如何に持続性ある発展に結び付けるか日本全体の課題への対処である。

3. 大都市機能の転換

大都市制度を巡っては、横浜、名古屋、大阪の政令指定都市が「日本を牽引する大都市報告書」（2009年2月）⁵の中で都市州構想を提案したほか、日本商工会議所、経済同友会等経済団体からも提案⁶が行われている。しかし、第二次地方分権改革中期の前述地方分権改革推進委員会でも、当初は東京DC特区等の議論が行われて重要な課題として意識されたものの、議論は後回しとなり結果として何ら成果を生まずに終わっている。

前述「日本を牽引する大都市報告書」の冒頭では、『戦後60年余、日本の大都市はく未完の大都市制度』を使うことを余儀なくされてきた。昭和31年に始まる現行の指定都市制度は、法制度上認められながら実現しなかった幻の特別市制度の廃止と引きかえに「妥協の産物」として生まれた「大都市に関する特例」であって、決して大都市制度ではない。自治法をはじめ個別法において、人口100万以上の基礎自治体に府県の権限の一部を上乗せする特例扱いを積み重ねてきた仕組みに過ぎない。ただ、一方で社会的に指定都市がブランド化したこともあり、合併することで指定都市をめざす動きも加速した。70万都市まで指定要件を緩和したことで、本年4月（注2009年4月）には18都市まで拡大し、およそ当初5大都市を想定した当時の制度趣旨とは大きくかけ離れたものとなっている。特別区、中核市、特例市も含め都市制度の在り方が問われている。大都市自治体は大都市の経営主体であり、膨大かつ複雑な行財政需要に的確に応えていく使命がある。そこでの公共経営は、交通、道路、エネルギー、上下水道、食糧、防災、犯罪防止など日常生活の安心、安全の確保や危機管理はもとより、圏域の企業活動をコントロールする経済的規制や産業政策など大都市経営者として高い政策能力が必要とされている。それには、単に府県行政と大都市行政の二重行政の是正やその一元化、大都市に対する国・県の二重監督の解消といった旧来の「大都市の特例」といったレベルではなく、明確に大都市を府県（州）の権限外と

⁵ 横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会「日本を牽引する大都市制度」（2009.2）。

⁶ 日本商工会議所「地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について」（2009.4）、経済同友会「地域主権型道州制の導入に向けて」（2009.10）等。

位置づけ、大都市（圏）をマネジメントするための固有の行財政権限を有した大都市制度を創設し、それを法的に明確化するため、「大都市制度法（仮称）」の制定が必要と考える。その点、現在の 17 の指定都市は機能的にみても、いま述べた明確な大都市（横浜、大阪、名古屋など）と広域中核都市（他の指定都市群）に分けて制度の再築をする必要がある。大都市を特別市的に扱う国土的な土壌は既にある。そのイメージとして、ドイツのミュンヘンやデュッセルドルフ、ケルンのように州から独立し、州の事務と基礎自治体の事務を併せ持つ、いわゆる「特別市」に近い制度や、韓国の広域市やドイツの都市州のように、その区域内に法人格を持つ区や郡を包含しつつ、広域自治体の事務と基礎自治体の事務を併せ持つ、いわゆる「都市州」の制度が考えられる。さらに、水平補完機能も含め大都市の隣接市町村との広域連携の政策を可能とし大都市圏行政が可能となる制度が構想されるべきであり、大都市圏州も視野に入れる必要がある。』としている。

新たな大都市制度の創設が求められる第 1 の理由は、グローバル化の中で少子高齢化が進行する 21 世紀においては地域の公共サービスを支える従来の「中軸機能」だけでなく、経済社会を問わず国内外に対する多面的なネットワークとしての節、すなわち「結合機能」としての役割が極めて大きくなることへの対処が挙げられる。経済活動、社会活動、文化活動等多様な活動がダイレクトにアジア等グローバル社会に結び付く時代となり、国を通じた外交戦略だけでなく東京以外の大都市部が国内の各地域と海外を結び付ける動脈としての結合の役割を果たし相互に多様化、競争することが重要となる。そのためには、大都市部が自由な発想で活動できる制度の基盤整備が不可欠である。

第 2 は、内なるグローバル化の進展である。大都市部の内側においてもグローバルな人材の流入が拡大し、独自の外国人とのコミュニティ等を形成し異文化交流のネットワークを充実させていく必要がある。そして、多彩な人材によって地域が支えられる住民自治の機能を強化する仕組みづくりが重要となる。ここでは、パートナーシップの充実と大都市部の域内分権の姿を自ら形成できる体制が必要である。

第 3 は、税制の自由度の拡大である。これまでの市町村の枠組みの中の政令指定都市制度とは異なり権限移譲の拡大だけでなく税制面での自立性を高め財政面での自由度を拡大すると同時に、地方自治体間のネットワークの結合点としての役割を果たすため水平的佐財政調整の仕組みの核となる検討も重要となる。以上の大枠の役割を達成するため大都市の経営に関してはより高度で自立度の高い団体自治、すなわち自らの行政組織そして議会を通じた経営管理の仕組みづくりが不可欠である。経済、財政、金融等一体的に視野に入れて大都市を運営できる機能の付与と充実である。

一方で国は大都市を「大都市圏戦略」の対象として位置づけ、成長の核として政策パッケージを展開する場と位置付けている。大都市を地方自治体として如何に位置づけるか喫緊の議論が必要となる。

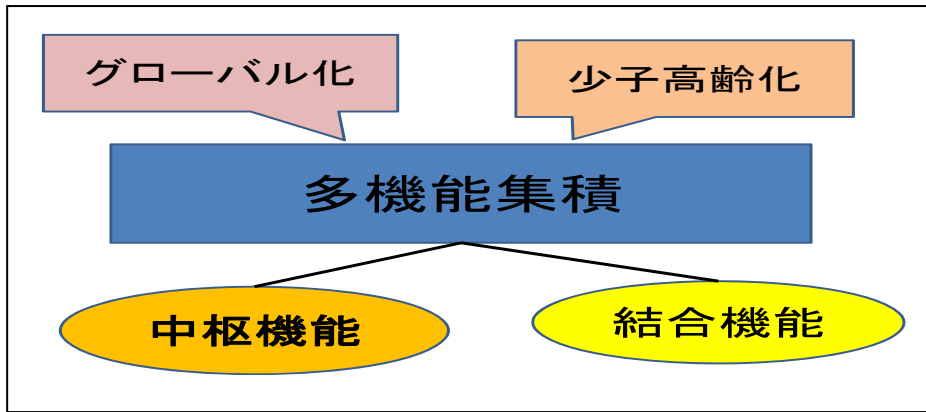


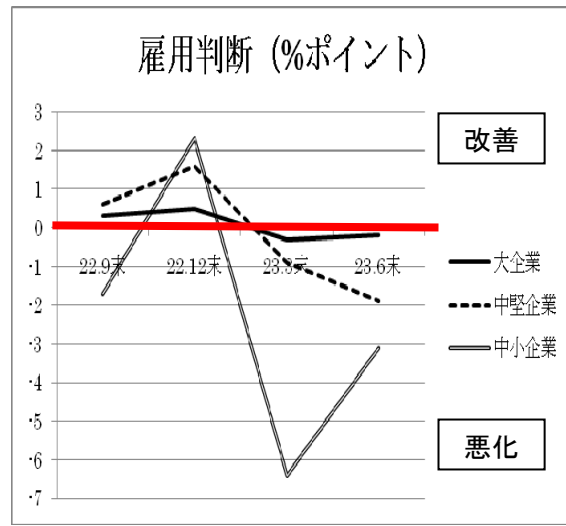
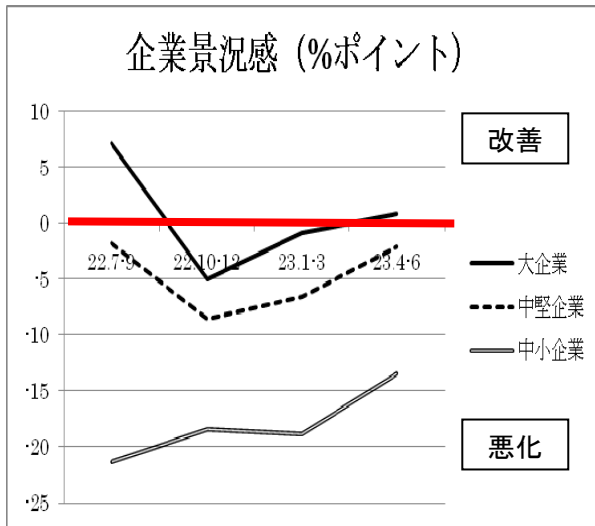
図 大都市機能の変化

平成 23 年度税制改正大綱で法人税の実効税率引き下げが盛り込まれた。各経済団体も国際水準並みの税率実現に向けた第一歩として評価する姿勢を示している。こうした法人税率の引き下げを地域活性化に結び付けていくためには、民間企業の活動領域が拡大するグローバル政策の展開とともに、規制改革に取り組むことが重要となる。為替市場の中で円高圧力が依然強く残留し、デフレ圧力が持続する中で、従来と同様の製品、サービス、マネジメント体質では価格競争から脱することができない。こうした中で規制改革を含め民間企業の活動の領域と付加価値を拡大させる政策の展開が不可欠となる。

足元の民間企業の景況感は依然厳しい。内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」（平成 22 年 10-12 月調査）によると、法人企業の日本経済そして自社に対する足元の景況感は、企業規模に関係なく悪化する結果となった。法人企業の景況は、米国経済の回復力の低下、スペイン、ポルトガル等南欧財政危機を中心とする欧州経済の不安定な動向、中国経済をはじめとする新興国の引締め政策による減速、そして国内経済における景気対策の剥落による需要の減少等が企業の景況判断に影響を与えている。年末・年始にかけて FRB の金融緩和政策の強化による NY 株式市場の上昇等、外部環境に改善が見られる。しかし、円高圧力が依然残る中で来年春以降の景況感については大企業に若干の改善感があるものの、中堅・中小企業の景況感は依然マイナス領域にあり悪化状態を脱しておらず（図表赤線以下）、中堅・中小企業の経営環境が引き続き厳しいことを示している。

平成 22 年度の売上高や利益は、下期にやや懸念材料が多くなっているものの、通年では上期の改善動向を反映し概ね増収増益となっている。しかし、利益配分のスタンスに関しては内部留保を積み増すことが重視されており、利益が拡大しても積極的な投資に振り向ける環境にないことが分かる。減税も内部留保を積み増す資金となるのでは景気へのプラス効果は限定的なものに止まる結果となる。

また、雇用環境と密接な関係にある従業員数判断（雇用判断）は、足元で企業規模に関係なく不足気味となっているものの、先行きの景況感の悪化等を反映して来年春の見通しでは、いずれも過剰気味との判断を示しており、価格競争が厳しさを増す中で雇用の流動性が高まらず雇用環境は厳しい状況が続けるものと見られる。法人税減税と同時に規制改革等による領域拡大が重要となる。



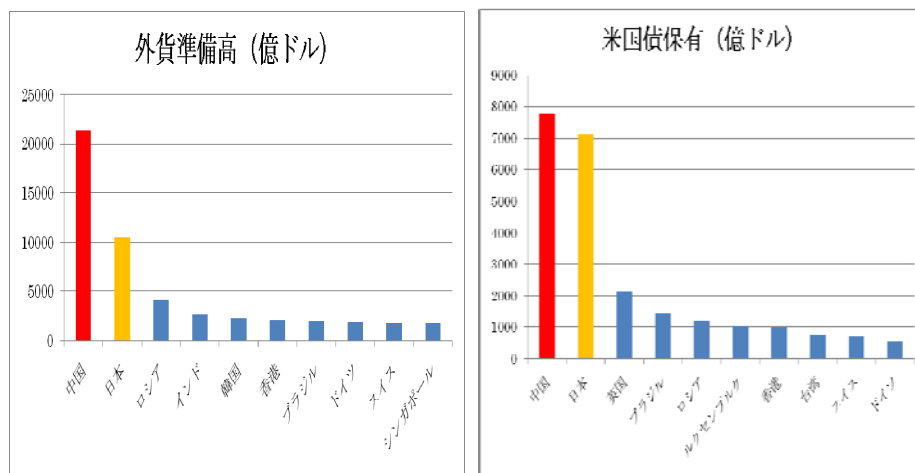
(資料) 内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」より作成。

図 企業景況感と雇用判断の推移

20 世紀までの中国の対外関係は、陸の国境線を中心に展開されてきた。中華人民共和国誕生以降も、旧ソ連、インド、ベトナムなど国境線を挟んだ陸の紛争が繰り返されてきた。しかし、中国の急速な経済成長と共に海洋戦略に軸を移しつつある。中国の海洋戦略は、第1にグローバル経済活動を支える資源とシーレーン確保、第2に米国の太平洋海洋覇権への対抗である。

第1の資源とシーレーンの確保は、中国の1992年2月における領海および接続水域を規定する法律（いわゆる「領海法」）を公布したことからスタートする。同法は領海幅員および基線を制定した上で、尖閣諸島、西沙諸島、南沙諸島が中国の領土であることを明記する姿勢を示した。この領海法公布によって、中国は本格的な海洋戦略をスタートさせているのである。世界第二位の経済規模を持ち、外貨準備高、米国国債保有高ともに日本を凌ぎ世界一となった今、社会および政治体制の安定を維持するためには、グローバル経済成長に不可欠な天然資源と海上運輸ルートを守ることが最優先課題となるからである。そのため、ミャンマー、スリランカ、バングラデッシュ、パキスタン各国に対して港を中国海軍が使用できることの交換条件として、港等社会インフラ整備への援助を行うことで、東南アジア、南アジア、中東に至る広範囲のシーレーンに影響力を行使できる環境を構築している。

第2の海洋覇権は、1982年に中国人民解放軍海軍が考案した戦略概念に基づくと、日本列島、沖縄、台湾、フィリピン、ボルネオ島をつなぐラインを「第一列島線」として、伊豆諸島から、小笠原諸島、グアム・サイパン、パプアニューギニアまでをつなぐラインを「第二列島線」として構築されている。この戦略の目的は、自国の防衛とともに太平洋において米国の海洋覇権と対抗しうる戦略条件を整備する海軍力建設の方向性を基底することにある。長期的には米国と海洋覇権を競合させることを目的としている。以上のような状況に対して、米国の安全保障議論の中でも中東問題と同時にアジア太平洋に対して戦略的な重点を移動すべきとする考えもあり、経済、金融に加え、本格的な軍事面での海洋戦略を視野に入れている中国に対して、米国、日本、アジア太平洋諸国が如何に対応して行くかが21世紀の重要な課題となっている。



(資料) IMF 及び各国資料より作成 (2010年)

図 外貨準備高及び米国債保有の推移

1. 再生可能エネルギーの普及促進の重要性

2009年12月にコペンハーゲン（デンマーク）で開催された第15回気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties：COP1）では、気温上昇を産業革命以前から2度以内に抑制することが必要であるとし、先進国には2020年までの温室効果ガス（Greenhouse Effect Gas：GHG）排出量の削減目標の設定を求める等のコペンハーゲン合意が採択された。日本は鳩山首相（当時）が2009年9月にGHG排出量を2020年までに1990年比で25%削減する目標を打ち出しており、「25%削減」はコペンハーゲン合意に基づく国際公約となっている。

2010年3月に環境省では25%削減の実現に向けて地球温暖化対策に係る中長期ロードマップを作成し、GHGを排出しない太陽エネルギーなど再生可能エネルギーの普及促進を打ち出しており、2009年11月から住宅における太陽光発電の余剰電力を電力会社が通常の価格の2倍程度で10年間買い取る余剰電力固定買取制度（FIT）が導入されている。FITでは住民に太陽光発電システムを導入するインセンティブを提供することによって自律的な普及促進をめざす制度であり、欧州を中心に導入が進んでいる。

2. A市における太陽エネルギーの普及促進に向けた事業体（GP）の設立検討の経緯

A市は地球温暖化対策の指針を定めて、2025年までに「住民力」を活用しながら、再生可能エネルギーの利用量を10倍にする等を達成してGHG排出量を30%以上削減する目標を打ち出しており、環境も出る都市にも選定されて地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる。A市では再生可能エネルギーの中では太陽エネルギー（太陽光・太陽熱）の賦存量が多くなっており、FITの導入を踏まえて、住民力に注目して関連企業と連携しながら、太陽エネルギーの普及促進に取り組む事業体であるグリーンパワー（GP）の設立に取り組むことになった。

A市では太陽エネルギーに関する有識者や関連企業等と検討しながら、GPの事業やスキーム等の事業モデルを検討した。GPではFITを活用し、個人の投資負担が大きい既設住宅を対象に太陽光発電システムをリース方式で貸し出す太陽エネルギー普及拡大事業を事業の候補として取り上げるようになった。また、住民や企業が安心して太陽エネルギーなど再生可能エネルギーを導入できる環境を整備するため、GPが住民や企業向けに相談や見積等を行う再生可能エネルギー導入相談・サービス事業も事業の候補として取り上げた。さらに、A市自身が太陽エネルギーの普及促進に率先して取り組むため、小中学校への太陽発電システムの導入等を行う公共施設発電事業や、太陽エネルギーの環境価値（クレジット）を売買する仕組みを整備して普及促進のインセンティブを確保する環境価値活用事業もGPの事業の候補として取り上げるようになった。

A市と太陽エネルギーに関する有識者や関連企業等との検討を通じて、GPの事業を太陽エネルギー普及拡大事業と再生可能エネルギー導入相談・サービス事業に絞り込み、収益性を評価して設立を判断することになった。太陽エネルギー普及拡大事業ではリース方式で貸し出す太陽光発電システムが大量に必要であり、資産が大きく、減価償却費が多額にのぼるため、太陽光発電システムの所有者によって収益性が大きく異なる。このため、GPでは太陽エネルギー普及拡大事業における太陽光発

電システムの所有者を GPA とするスキームと A 市とするスキームを想定して2つの事業モデルを設定し、収益性の評価を行うことにした。

3. GPの事業モデルの概要

(1) GPが太陽光発電システムを所有する場合

GPが太陽光発電システムを所有する事業モデルの太陽エネルギー普及拡大事業では、GPはリース会社等と連携・協力し、パネルメーカー等から太陽光発電システムを購入する。続いて、GPはハウスメーカー・施工業者等に太陽光発電システムの設置・維持管理を発注し、ユーザーはFITを活用して余剰電力の売電収入や節約できた電気料金からリース料金を支払う。

また、再生可能エネルギー導入相談・サービス事業では、GPは住宅展示場など集客力のある施設やインターネット等を活用して、太陽光発電システムをリース方式で借りたい住民をハウスメーカー・施工業者等に仲介し、商談が成立した場合に手数料を得る。また、GPはハウスメーカー・施工業者等の技術水準を確保するため、研修や優良事業者の認定等を行う。

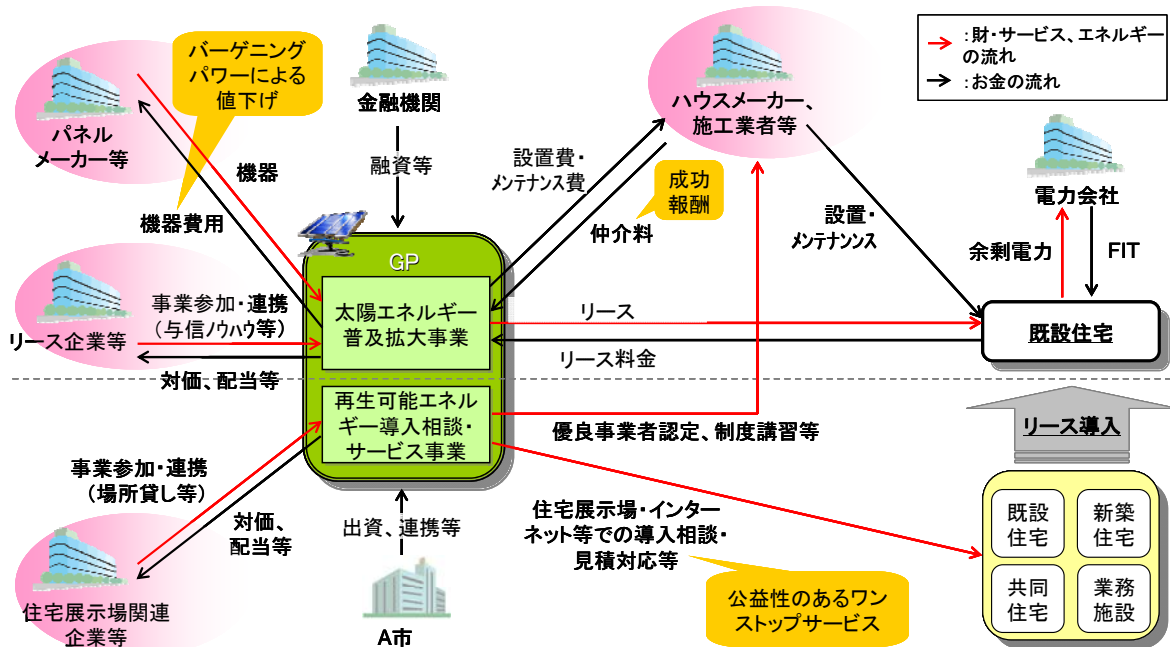


図1 GPが太陽光発電システムを所有する場合の事業モデル

(2) A市が太陽光発電システムを所有する場合

A市が太陽光発電システムを所有する事業モデルの太陽エネルギー普及拡大事業では、A市がパネルメーカー等から太陽光発電システムを購入して、クレジット会社等に与信をしてもらいながら、GPに太陽光発電システムのリースを委託する。なお、太陽光発電システムはA市が保有するため、固定資産税は非課税扱いになる。

また、再生可能エネルギー導入相談・サービス事業は、GPが太陽光発電システムを所有する事業モデルと同じである。

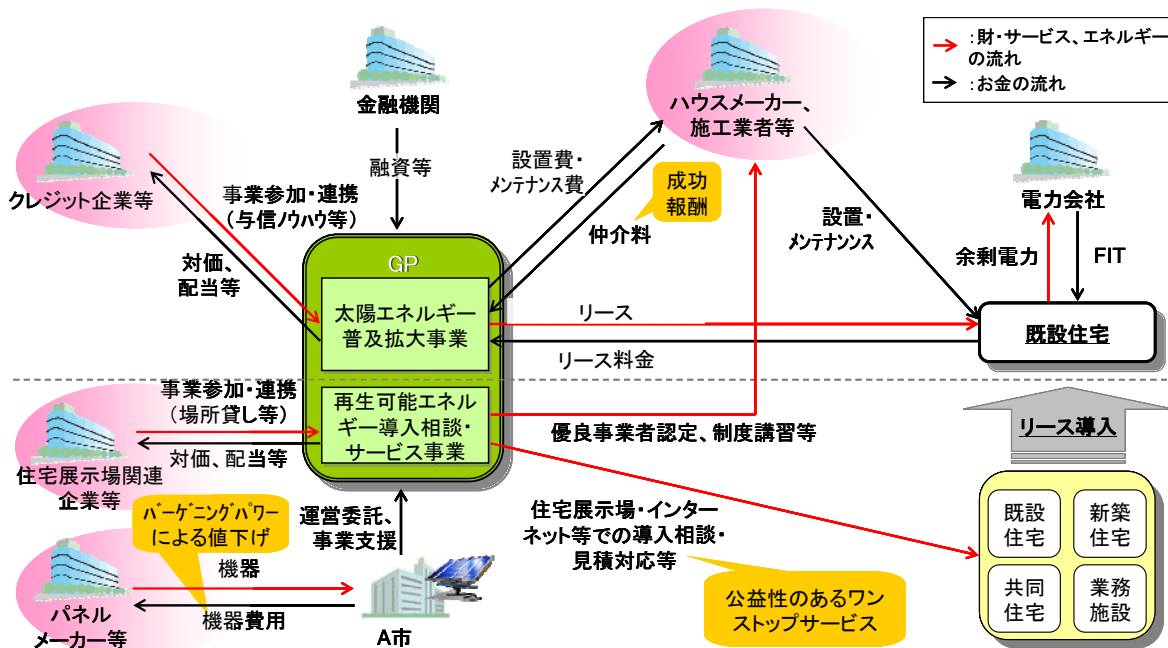


図2 A市が太陽光発電システムを所有する場合の事業モデル

4. GPの収益性の評価と課題

GPの15年間にわたる損益・キャッシュフローの推計では、GP・A市が太陽光発電システムを所有する場合の両方の事業モデルにおいて営業利益を確保できることが分かった。GPが太陽光発電システムを所有する場合の事業モデルの方がA市が保有する場合より営業利益は多くなるものの、太陽光発電システムを購入するための費用が多額にのぼり、金利負担が大きくなる。GPが太陽光発電システムを所有する場合の事業モデルでは、太陽光発電システムを購入するための費用を低金利で調達することが課題になる。

一方、A市が太陽光発電システムを所有する場合の事業モデルでは、GPの代わりにA市が太陽光発電システムを購入するための多額の費用を調達することが必要になる。このため、A市が太陽光発電システムを購入する際には、住民にGPの意義を十分に説明したうえで、慎重に判断することが求められる。

5. おわりに

GPの事業モデルではFITを活用して住民の太陽光発電システムの導入を促進することが重要であり、FITは期間が限定されていることから、GPを早期に立ち上げるほど大きな効果が期待できる。このため、GPの効果を引き出すためには、早期に設立することが有効である。

しかし、GPの設立にはA市や関連企業が多額の費用を調達することが求められることから、太陽光発電システムの技術進歩や価格の動向を把握しながら、住民のニーズを把握するとともに、A市・関連企業との調整を進めることが必要である。